

諮問番号：平成29年度諮問第50号

答申番号：平成29年度答申第52号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求法人の主張の要旨

審査請求法人は、次のとおり原処分（自動車取得税賦課処分及び不申告加算金決定処分）の違法又は不当を主張しているものと解される。

- (1) 対象自動車の使用者名義はA法人（税理士法人）から審査請求法人（税理士法人）に変更登録されたが、A法人は所属する各税理士がそれぞれ独立会計により運営し、審査請求法人の代表社員（以下「代表社員」という。）がA法人を脱退する際、その財産及び債務を審査請求法人に移動したに過ぎず、対象自動車は売買されたものではないから、新たな取得には当たらない。
- (2) 代表社員は、A法人所属時から対象自動車を使用していたのであり、法人名が変更されたとしても法人所在地及び代表社員は同一であるように、実態としては何も変わっていないのであるから、原処分には納得できない。
- (3) 処分庁が前記(1)及び(2)の事情を考慮しないなら、事実上、対象自動車に2回の自動車取得税を払うこととなり、二重課税と考えられる。

#### 2 処分庁の主張

- (1) A法人と審査請求法人は、別々に法務局に登録されている法人であり、両法人間で使用者の変更が行われていることから、審査請求法人は対象自動車を取得している。
- (2) 審査請求法人の設立に当たっては、地方税法第115条第2項第2号又は第3号に規定する法人の分割又は現物出資の事実も確認できないことから、自動車取得税の非課税要件に該当しない。
- (3) 原処分は、法令の規定に基づき適正に行ったものであり、審査請求法人の主張には理由がない。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、地方税法及び北海道税条例の定めるところにより、自動車の取得に対し、対象自動車の取得者を納税義務者として適正に行われた処分であるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 1の自動車の取得とは、自動車の所有権を取得することであるが、所有権を留保して売買される自動車については、使用者（買主）を所有者とみなすこととされ、また、使用者（買主）の変更があった場合は、新たな使用者（買主）

による取得があったとみなされる。

- 3 審査請求法人は、対象自動車の使用者がA法人から審査請求法人に替わっているが、前使用者であるA法人に所属していた代表社員が使用していた対象自動車をA法人から審査請求法人に転籍する際に名義変更したに過ぎず、両法人の間で本件自動車の売買はされておらず、両法人の所在地及び代表社員は同一であって実態は何も変わっていないとして、原処分を取消しを求めている。しかしながら、A法人と審査請求法人は、所在地及び代表社員が同一であっても別の法人格であり、対象自動車の使用者が特定の法人から別の法人に変更されているのであるから、新たな使用者である審査請求法人による対象自動車の取得があったとみなされる。また、非課税規定に該当する事由がないことは審査請求法人も認めるところである。

対象自動車の取得者とみなされる審査請求法人には、対象自動車に係る自動車取得税を申告納付する義務があり、申告がされないことから行われた原処分に違法又は不当な点はない。

- 4 審査請求法人の主張は、当初から代表社員が個人で対象自動車を取得したものであり、A法人から審査請求法人に使用者変更をした際もその状況は変わらないことから、自動車の取得はないとの主張とも解されるが、審査請求法人から提出のあった証拠からそのような事実は確認できない。
- 5 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、審査請求法人の主張にはいずれも理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成30年2月2日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月9日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課することとされており（地方税法第113条第1項）、自動車の売買契約において、売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が当該自動車の取得者とみなされ、当該買主の変更があったときも、新たに買主となる者（使用者）を当該自動車の取得者とみなして、同税を課することとされている（同法第114条第1項及び第2項）。

また、地方税法に定める一定の場合には、自動車取得税を課することができないとされているが（同法第115条第2項）、法人の分割に基づく取得又は法人が新たな法人の設立のために現物出資を行う場合における取得が行われたとき等の事由がある場合に限るものとされている。（同項第2号及び第3号）。

そこで、本件についてみると、対象自動車は売主にその所有権が留保されている自動車であるところ、道路運送車両法に基づく登録上の使用者名義がA法人から審査請求法人に変更されたものであり、審査請求法人が対象自動車の取得者とみなされること、対象自動車の取得について地方税法に定める非課税事由に該当

する事実は認められないこと、処分庁は審査請求法人から対象自動車の取得についての申告納付がなく、同法に定める手続により賦課処分及び不申告加算金の決定処分を行ったことが認められ、原処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

なお、審査請求法人は、対象自動車の使用者名義が変更されたとしても、同一の代表社員が使用するものであり、原処分は二重課税に当たるとして、あたかも代表社員個人が原始的に取得し保有を継続しているかのような主張をするが、本件に現れた証拠資料等からはこれを裏付けるに足る事実は認められず、かかる主張は採用することはできない。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却すべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美